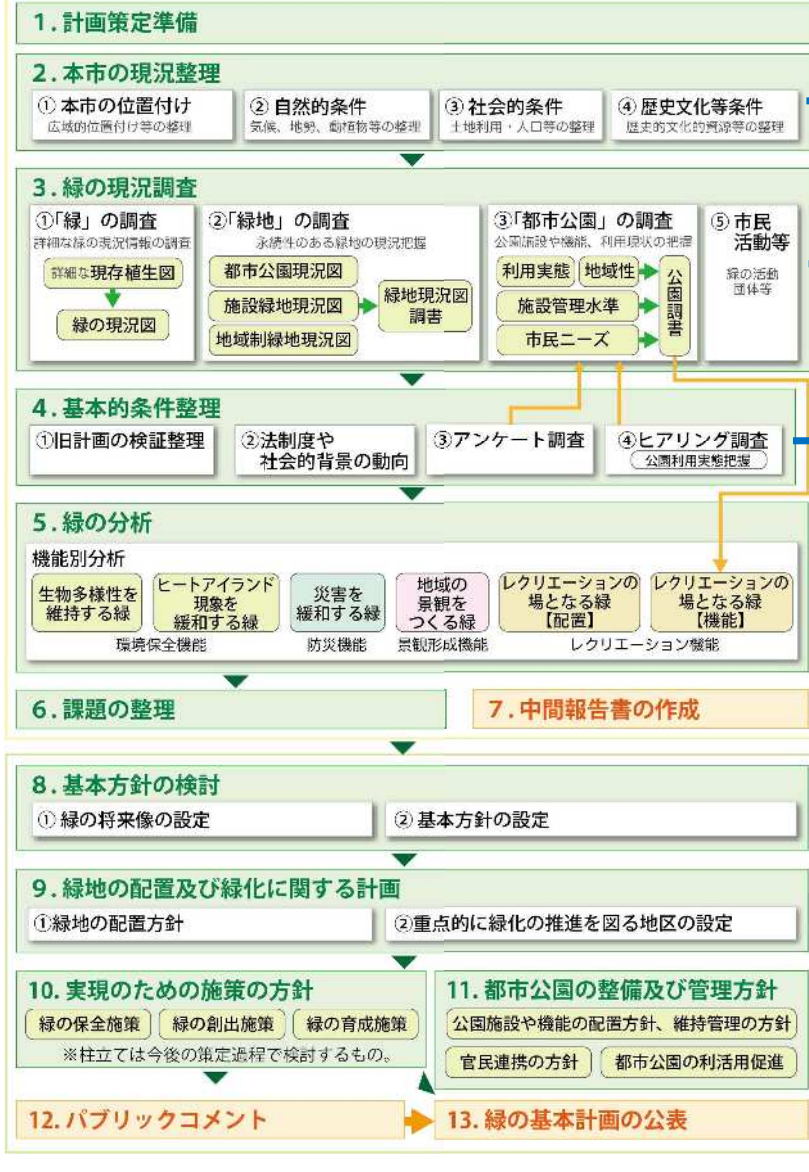


緑の基本計画の策定の流れ、緑の現況調査等

策定の流れ



2. 本市の現況整理

1) 自然条件

【気象】内陸性太平洋型の気候。近年猛暑日が増加傾向

【地形】本市は、概ね小山川・女堀川の流域に整合し、南から秩父連峰から連なる山間地域、丘陵、台地、低地、北端に利根川が位置する。

【水環境】かつて段丘崖から豊かな湧水が存在。市街化に伴い河川流量や湧水量が減少

【農地】総農家数は1,505戸（平成27年度）、農地面積は1,626ha（市面積の約18%）。農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加が進行

【森林】市域の約3分の1にあたる2,437haを森林が占め、多くが民有林。林業生産活動の停滞、林業従事者の減少や高齢化が進行により、防災面や森林の育成、生物多様性の保全に影響。

【動植物】希少植物としてはカワラサイコ群落、キバナノアマナ群落、クロモ群落、ミスオハコ群落、サンショウモ群落が確認。動物の重要な種はチュウヒ、ハヤブサ、サシバ等が確認されるが生息地や個体数の減少が危惧。近年は外来種による在来種への影響が懸念

2) 社会条件

【人口】令和2年4月1日現在の人口は78,022人で減少傾向にあり、少子高齢化が進む。

【土地利用】本市の市域に占める自然的土地利用の割合は、1976年の約82%から、2016年の約64%に減少

3) 歴史文化資源及び景観資源

【巨木等】金鑽神社、城山稲荷神社等の社寺を中心とした68箇所に点在

【文化財】天然記念物として、県指定のものが3件、市指定によるものが11件（巨木古木）

3. 緑の現況調査

1) 緑の現況

緑の割合は市域で約71%、市街地で約26%。市街地で少なく、郊外や山間部で多い。最も少ない小島南で16%。（緑の政策大綱（H6）基本目標：市街地における緑地の割合3割以上確保）

2) 緑地の現況

【都市公園】139箇所、面積77,12ha、整備水準は9.89㎡/人。この整備水準は埼玉県内の7.3㎡/人を上回るが全国の10.4㎡/人を下回る。

【施設緑地】公共施設緑地は、未告示の公園、グラウンド、広場、道路緑地、駅前広場、公立学校、浄水場等で計105.18ha。民間施設緑地は、私立学校、社寺、ゴルフ場、市民農園等で計440.49haある。

【地域制緑地等】本市には、保安林、砂防指定地、県立自然公園、農業振興地域農用地区域、河川区域がある。また、ほんじょう緑の基金条例により段丘斜面林の指定地を対象に良好な樹木の維持に関わる対策が講じられている。その他、古墳や古木等が文化財に指定されている。

【現況緑地総面積】市域で約3,987ha、市街地で約133ha。緑地率は市域で44.4%、市街地で8.8%。

3) 都市公園の実態調査

【指定管理者アンケート】工業団地周辺の公園、古墳公園のほか、狭小公園の利用度が低い傾向。40公園は植栽が過密。

【公園愛護会アンケート】40団体登録。高齢化や活動人数の減少が問題。公園美化では公園利用マナーの悪化を指摘。利用度の低い公園の存在

4. 基本的条件整理

1) 旧計画

本庄市緑の基本計画(H15)	都市公園面積の目標年次(H37)13.44㎡/人
児玉都市計画区域緑のマスタプラン(H1)	都市公園面積の目標年次(H17)10㎡/人

2) 上位計画

市の主な上位関連計画

総合振興計画(H30)	少子高齢化、人材育成、魅力発信、定住促進、持続可能なまちづくり、都市公園の整備と緑の保全
まち・ひと・しごと創生総合戦略(R2)	子育て世代のニーズに応える公園施設の充実、公園愛護活動団体等の活動支援
都市計画マスタープラン(H25)	地域の風土を楽しみながら安心して暮らし続けられる地域社会システムの確立 地域社会を支え動かす協働・連携体制の構築 「環境共生」と「健康」の都市づくりによる新たな魅力と価値の創造・発信
立地適正化計画(H30)	まちなか再生、新しい魅力と活力あるまちの創造、多様なライフスタイルの実現
環境基本計画(H30)	地球環境、循環型社会、自然環境・快適環境、生活環境、市民・事業者との協働
地域防災計画(H30)	災害に強いまちづくり（市街地の防災性の向上、防災空間の確保）

県の上位計画

埼玉県広域緑地計画(H29)	山地：県土保全機能、ふれあい機能等 丘陵地：野生生物の生息空間、良好な里山景観の形成 台地：樹林地の保全、農地と市街地の調和 低地：河川や水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観 市街地：樹林地等の保全、新たな緑の創出、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地形成
----------------	--

4) その他（緑化指導）

県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 第26条	緑化計画届出制度（敷地面積1000㎡以上の建築行為）
都市計画法施行令第25条	0.3ha以上の開発行為における公園緑地の設置基準

3) 市民等の意見

将来に残しておきたい緑	大規模公園の緑、市街地やその周辺に残る緑、水辺の緑
市内公園・緑地の評価	「近くの公園に満足」、「公園や緑地でレクリエーションが楽しめる」、「さまざまな生き物が生息できる環境がある」の評価が低い
民有林・樹木	民有林への補助制度導入要望
遊具	集客力のある施設、遊具充実への要望